

◎新潟県告示第745号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和4年6月17日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字川前通11555の48、11555の49
- (2) 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字川前通11555の48、11555の49
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 3 (1) 解除予定保安林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町鹿瀬字川前通11555の48、11555の49
- (2) 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため